

沖縄県子どもの権利擁護に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの権利侵害に関する救済を行う機関である「(仮) 沖縄県子どもの権利擁護委員会（以下「委員会」という。）」の設置・運営及び子どもの権利に関する県条例の在り方等について、有識者から意見を聴取するため、「沖縄県子どもの権利擁護に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について調査・検討し、意見する。

- (1) 委員会の設置・運営に関すること
- (2) 子どもの権利に関する県条例の在り方に関すること
- (3) その他、子どもの権利擁護に関する県の取組等に関すること

(組織)

第3条 検討委員会の委員は、5人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、弁護士、学識経験者、教育・児童福祉関係者その他知事が適当と認める者の中から、知事が依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は、就任承諾の日から委員会が設置される日の前日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会には委員長を置くこととし、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会には副委員長を置くこととし、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、沖縄県こども未来部こども家庭課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項は、委員会において定めるものとする。

附則

この要綱は、令和7年10月21日から施行する。